

- ・ FIP 制度への移行について、再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会の中間取りまとめと調達価格等算定委員会「令和 3 年度以降の調達価格等に関する意見」のいずれも、FIT 制度の対象領域において、FIT 認定を廃止し、FIP 認定のみに一本化するのではなく、FIT 認定と FIP 認定のいずれかを事業者が選択できる方向性を提示している。
- ・ さらに、FIP 制度の施行は第 1 R 公募（2020（令和 2）年 11 月 27 日～2021（令和 3）年 5 月 27 日）後の 2022（令和 4）年 4 月であり、公募時点では FIP 制度が電力市場に及ぼす影響が明らかとなっていないことから、FIT 制度を前提とした提案に基づき審査を行うことは、当時の判断としては合理的であったと考えられる。
- ・ FIT 認定と FIP 認定のいずれかを選択できるからといって、FIT 制度を前提とした提案と FIP 制度を前提とした提案の 2 つの提案を求めるのは、応募事業者にとって著しく負担が重いと考えられる。一方、仮に施行前の FIP 制度を前提とした提案のみを求めるとした場合、応募事業者にとっての予見可能性（特に、売電価格に関する予見可能性）が低いにも関わらず、採択後に、提案で想定した電力市場に関する条件と実際に直面する電力市場に関する条件とに著しい乖離が生じ、応募事業者にとって不利な状況に陥った場合であっても、応募事業者に提案通りの計画遂行を義務付けることは、予見可能性の低い重大なリスク（特に収入リスク）を応募事業者に負担させることとなり、問題があると考えられる。
- ・ PPP/PFI において重視される「最適なリスク分担」という観点からみれば、当時は FIT 制度のみが運用されていたことから、FIT 制度を前提とした提案であれば、応募事業者にとって、FIP 制度より予見可能性が高い状況の下で、自らにとって合理的と考えられる計画を策定し、提案することができたため、適切であったと考えられる。
- ・ その上で、FIT 制度を前提として提案された計画が採択された後に、国民負担の中立性を確保することを条件として、FIP 制度への移行を認めることは、上記取りまとめと意見の方向性に沿ったものであり、他の再生可能エネルギー事業者との公平性を確保する観点からも、適切であると考えられる。
- ・ ただ、第 1 R 公募の時期と FIT 制度の対象領域（新規認定・既認定）における FIP 認定の適用拡大に関する検討がなされている時期とが重なっていたことから、経済産業省は、FIT 制度を前提とした提案に基づき審査を行うことの意図と、FIP 制度の施行に伴い、FIT 認定と FIP 認定のいずれかを選択することが可能となるとの方向性を早い段階で丁寧に説明する必要があったと考えられる。この点について、同省が応募事業者側にどのように説明してきたのかを把握していないが、結果的に同省の考えが応募事業者側に十分に伝わっていなかったことは、反省すべき点であると考えられる。
- ・ また、FIP 制度は 2022（令和 4）年 4 月に施行されたことから、公募占用指針の改定には時間を要するとしても、改定予定である旨は、制度施行後、速やかに提示するべきであったと考えられる。
- ・ 今回、FIP 施行後 3 年を経て、公募占用指針を改定し、これを受けて第 1 R 事業者が FIP

認定を申請し、認められた場合、第2R／第3R事業者とオフテイカー獲得の面で競合が生じる可能性が考えられる。もし、第2R／第3R事業者が計画提案時に予定していたオフテイカーを第1R事業者に奪われ、採算性に悪影響が及ぶ事態が発生した場合には、何らかの配慮を行う必要があると考えられる。

以上